

**東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社
が実施する債権保全措置の検証結果について**

平成21年10月27日
総務省総合通信基盤局

債権保全措置の実施に至る経緯

- 経営破綻した事業者と接続していた事業者が**接続料等の債権を回収できなくなる事案**が発生。
- このような事案については、**債権保全措置**(預託金の預入れや債務保証)を講じることにより、**損失の回避**が可能。
- しかし、預託金等の水準如何によっては、**新規参入阻害や競争阻害の要因**となることが懸念。



こうした事情を踏まえ、

- ① 電気通信事業の適正かつ合理的な運営の確保
- ② 電気通信事業者間の公正な競争の確保

の観点から、電気通信事業者が債権保全措置を講じる際の指針として**債権保全ガイドライン**を策定(06年12月)。その後、**ガイドライン**を踏まえて申請のあった、**NTT東西の接続約款の変更を認可**(07年5月)。

ガイドラインの内容

- ✓ **預託金の預入れ等の要否を判断するに当たって考慮すべき事項**
 - ・過去の支払実績、信用評価機関による評価、財務状況などの客観的指標を例示
- ✓ **預託金等の水準**
 - ・債権の保全に必要なかつ最小限のものとすべきと規定

NTT東西の接続約款の変更内容

- ✓ **債権保全措置を要する場合**
 - ・過去1年以内に支払遅延があるとき
 - ・直近の決算において債務超過であるとき
 - ・信用評価機関の評価がNTT東西が定める基準以下であるとき 等
- ✓ **債権保全措置の水準**
 - ・未払いから協定解除までに発生し得る損失額(4か月分の網使用料など)

(参考) 07年5月 情報通信審議会答申における要望事項

- 総務省においては、NTT東西による債権保全措置の運用が適正に行われるよう、当該措置の運用状況について、運用開始後2年間、定期的(四半期ごと)にNTT東西より報告を受け、その検証を行い、必要な場合には適切な措置を講じること。また、当該期間が経過した時点において、引き続き検証を行うことの必要性の有無について改めて検討を行うこと。

NTT東西が実施する債権保全措置の検証結果及びガイドラインの改正

- 接続約款認可時の情報通信審議会答申(07年5月)を受けて、NTT東西の債権保全措置の実施状況について、運用開始後2年間、NTT東西より報告を受け、総務省において検証を実施。
- 09年10月9日、パブリックコメントを経て、検証結果を公表するとともに、ガイドラインを改正。

◎NTT東西が実施する債権保全措置の検証結果

(検証の結果)

- ✓ 実施状況を見ると、信用評価機関の評点、債務超過を理由とするものが大半。
- ✓ 未払いから協定解除までの期間を短縮することにより、4か月分の網使用料の預託金等の減額が可能。
- ✓ ダークファイバ最低利用期間違約金相当額の預託金が、接続事業者にとって特に大きな負担。
- ✓ NTT東西による説明が不十分とする接続事業者の意見(「預託金の詳細が不明瞭」など)。

(NTT東西において改善を検討すべき事項)

- ① 信用評価機関の評点が基準以下であっても、**個別事情を勘案する余地**を認めること。
- ② 債務超過か否かの判断において、**四半期決算等についても判断材料として扱う**こと。
- ③ **網使用料の預託金等**について、事務処理期間を短縮することにより、**3か月分に引き下げる選択肢**を提供すること。
- ④ ダークファイバ最低利用期間違約金相当額の預託金について、**分割での預入れが認められる可能性を十分に説明**すること。
- ⑤ 預託金の根拠や内訳等について、**現行以上に説明**を行うこと。

◎ガイドラインの改正

- 以下の内容を追加。
 - ① 預託金の預入れ等の要否は、**客観的な指標のみに基づいて判断することを求めるものではない**。
 - ② **財務状況**については、可能な限り**最新の状況が反映されるよう**に配慮することが望ましい。
 - ③ 債権保全の目的が達成される限りにおいて、**分割による預入れを認めるなど柔軟に対応**することが望ましい。
 - ④ 預託金の預入れ等を求めるに当たっては、金額の根拠や内訳といった基本的事項について、**相手先事業者に対し十分な説明**を行うべき。

東日本電信電話株式会社及び西日本電信
電話株式会社が実施する事業者間接続に
関する債権保全措置の検証結果について

平成21年10月
総務省総合通信基盤局

1. 本検証に至るまでの経緯

接続事業者が経営破綻等により接続料等の債務を履行することが困難となった場合、当該接続事業者と接続を行っている事業者は当該接続事業者に対する債権を回収できなくなる。事業者は債務の履行が確保されない場合、損失の拡大を防ぐため接続を停止すること等が考えられるが、当該事業者がこうした手段をとった場合、接続事業者はサービスの提供を継続することが困難となり、利用者の利益が阻害されるおそれがある。一方、このような理由で、事業者が接続停止等を躊躇すれば、結果として当該事業者の損失が拡大することとなる。他方、事業者間で相互接続協定を締結する場合等において、相手先事業者が債務の支払いを怠るおそれがあるときは、例えば、預託金の提供を受けるなどの債権保全措置を講じることにより、当該リスクを回避することが可能であるが、預託金等の水準如何によっては、新規参入阻害や接続拒否等の競争阻害要因となることが懸念される。

こうした事情を踏まえ、総務省は、平成 18 年 12 月 22 日、電気通信事業の適正かつ合理的な運営を確保するとともに、電気通信事業者間の公正な競争を確保する観点から、電気通信事業者が債権保全措置を講じる際の指針として、「電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン」（以下「債権保全ガイドライン」という。）を策定した¹。

この債権保全ガイドラインを踏まえ、東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）は、平成 19 年 2 月 19 日、NTT東西（NTT東日本及びNTT西日本をいう。以下同じ。）の接続約款において、接続申込者が接続に関して負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがある場合に債務の履行の担保を求めるための規定整備等を行うため、総務大臣に対し、接続約款の変更の認可を申請した。当該申請については、情報通信審議会への諮問及びパブリックコメントの募集を経て、同年 5 月 29 日、総務大臣による認可が行われた。

この際、総務大臣の諮問を受けた情報通信審議会の答申（平成 19 年 5 月 22 日）において、「総務省においては、NTT東西による債権保全措置の運用が適正に行われるよう、当該措置の運用状況について、運用開始後 2 年間、定期的（四半期ごと）にNTT東西より報告を受け、その検証を行い、必要な場合には適切な措置を講じること。また、当該期間が経過した時点において、引き続き検証を行うことの必要性の有無について改めて検討を行うこと」とされた。

本検証は、この答申を受け、債権保全措置の運用状況に関するNTT東西からの報告、債権保全措置の対象接続事業者に対するアンケート調査（以下「アンケート調査」という。）等を基に取りまとめたものである²。

¹ 債権保全ガイドラインの策定に先立ち、「新競争促進プログラム 2010」（平成 18 年 9 月）において、市場退出ルールの見直しとして、「電気通信事業の休廃止について、当該事業者の経営判断のみならず、接続事業者の対応に依存する部分があることを踏まえ、市場退出に関するセーフガード措置（例えば預託金制度）について一定のルールを確立するため、06 年度中を目途にガイドラインを策定する」とされた。

² 「電気通信サービス利用者懇談会 報告書」（平成 21 年 2 月）においても、NTT東西による債権保全措置の運用については、利用者利益の確保・向上の観点からも、債権保全ガイドラインの見直しを含めた検討を行うことが適当であ

2. NTT東西による債権保全措置の実施状況

上記の情報通信審議会答申を踏まえ、総務省は、NTT東西に対し、債権保全措置の実施状況について、四半期ごとに報告を求める行政指導を行った。当該行政指導を受け、NTT東西は、総務省に対し、平成19年6月から平成21年5月までの期間における債権保全措置の実施状況について、四半期ごとに計8回の報告を行った。NTT東西からの報告を取りまとめたところ、その概要は以下のとおりである。

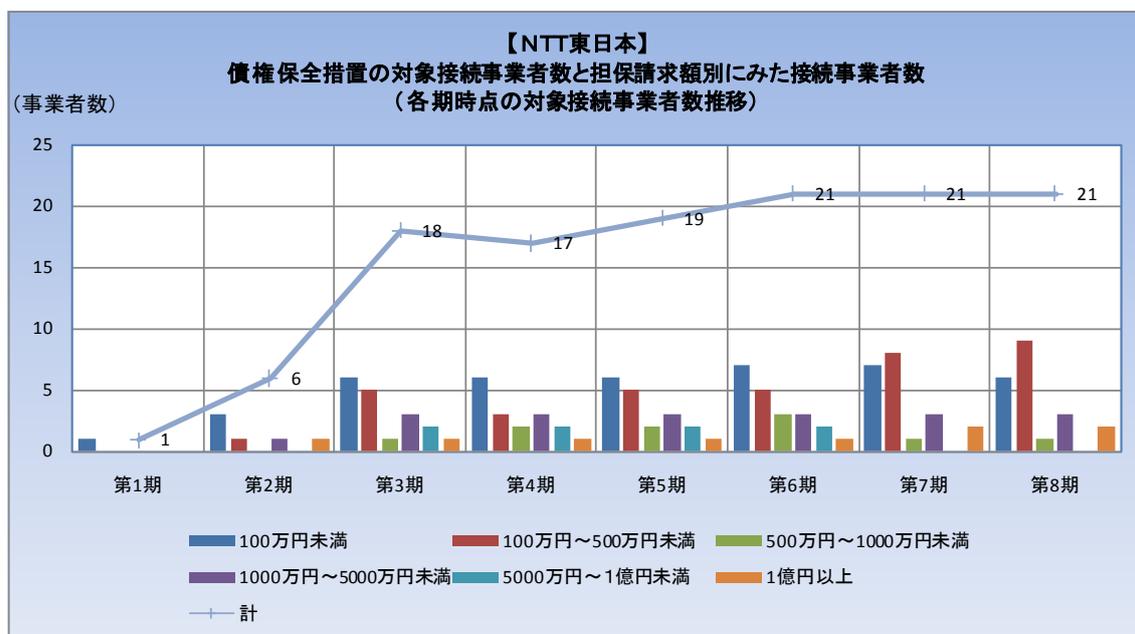
【各四半期の期間】

- ・ 第1期：平成19年6月～平成19年8月
- ・ 第2期：平成19年9月～平成19年11月
- ・ 第3期：平成19年12月～平成20年2月
- ・ 第4期：平成20年3月～平成20年5月
- ・ 第5期：平成20年6月～平成20年8月
- ・ 第6期：平成20年9月～平成20年11月
- ・ 第7期：平成20年12月～平成21年2月
- ・ 第8期：平成21年3月～平成21年5月

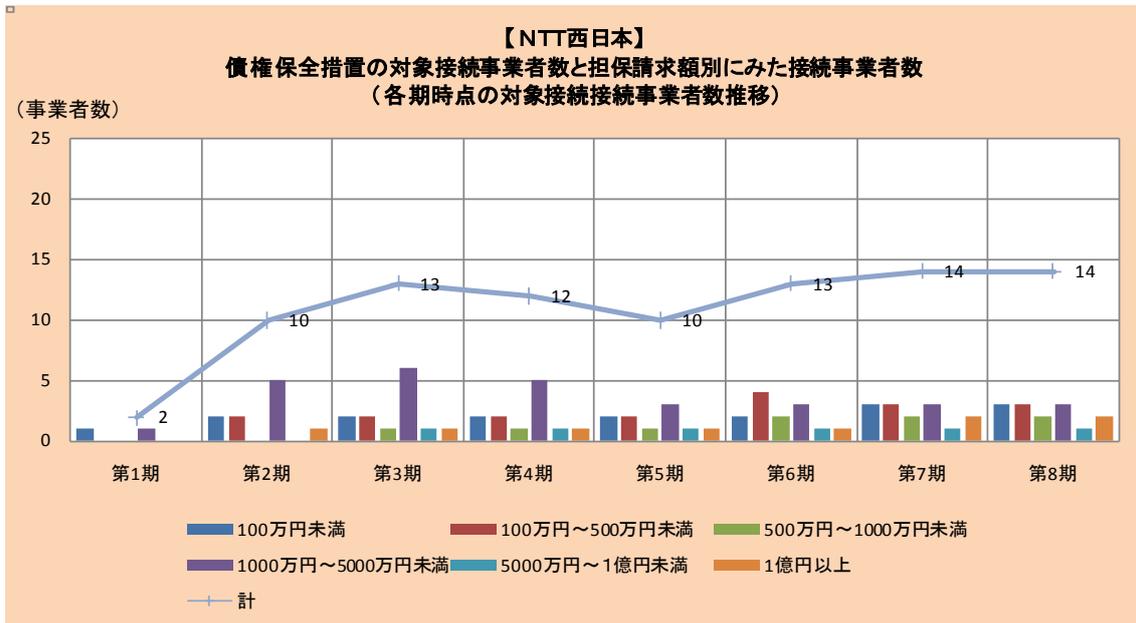
(1) 債権保全措置の対象接続事業者数と接続事業者ごとの担保請求額

債権保全措置の対象接続事業者数をみると、NTT東日本の場合、第2期から第3期にかけて大きく増加し、直近の第8期においては21社となっている。NTT西日本の場合、第1期から第2期にかけて大きく増加し、第8期においては14社となっている。

次に、接続事業者ごとに、NTT東西から担保を求めた額（以下「担保請求額」という。）をみると、NTT東西とも、その多寡は区々である。しかし、比較的小額（100万円未満又は100万円～500万円未満）の担保を求められた接続事業者の割合が高く、特にNTT東日本の場合、その傾向が顕著である。



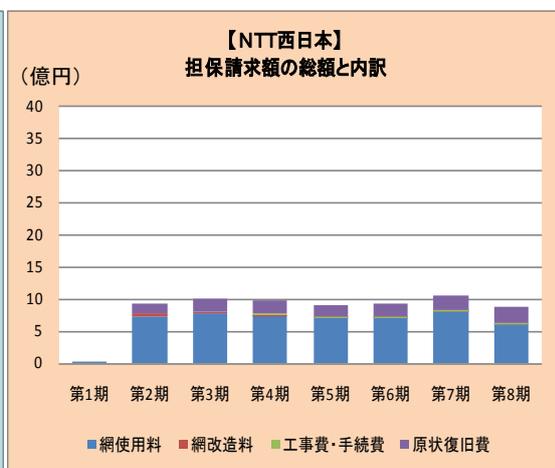
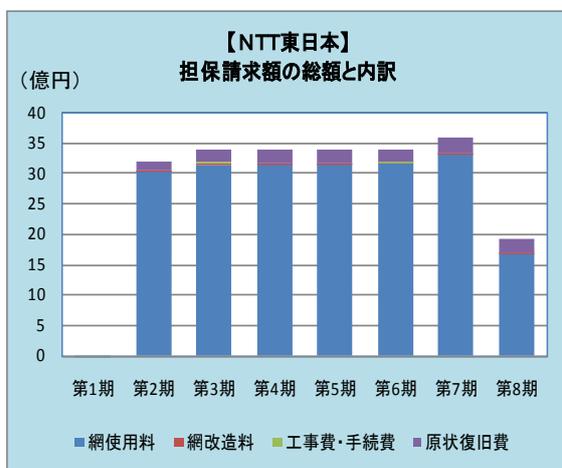
るとされている。



(2) 担保請求額の総額とその内訳

NTT東西からの担保請求額の総額をみると、NTT東日本の場合、第2期から第7期までにかけて35億円前後であったが、第8期においては大きく減少して約19億円となっている。NTT西日本の場合、第2期以降10億円前後であり、第8期においては約9億円となっている。

NTT東西は、債権保全措置として、①網使用料(4か月分。理由については下記3(3)(a)参照)、②網改造料、③工事費・手続費、④原状復旧費(ダークファイバ最低利用期間違約金相当額を含む。詳細については下記3(3)(b)参照)の預入れ等を求めている(接続約款第75条の3第2項～第4項)。NTT東西からの担保請求額の総額の内訳をみると、NTT東西とも、網使用料の割合が最も高く、原状復旧費の割合が次に高くなっている。



(3) 債権保全措置の事由

N T T 東西は、接続事業者が次のいずれかの事由に該当する場合、債権保全措置を講じることとしている（接続約款第 75 条の 3 第 1 項）。

- ① 過去 1 年以内に支払期日までに支払いを行わなかったことがあるとき
- ② 期限の利益喪失事由（債務の全部又は一部について履行不能を表明したとき等）に該当するとき
- ③ 直近の決算において債務超過であるとき
- ④ N T T 東西が指定する信用評価機関の信用評価において、支払いを怠るおそれがあるものとして N T T 東西が別に定める基準に該当するとき
- ⑤ N T T 東西が求めた情報（貸借対照表及び損益計算書等財務の状況を示すもの）の提出に合理的な理由なく応じないとき
- ⑥ その他①～⑤に準ずる合理的な理由があるとき

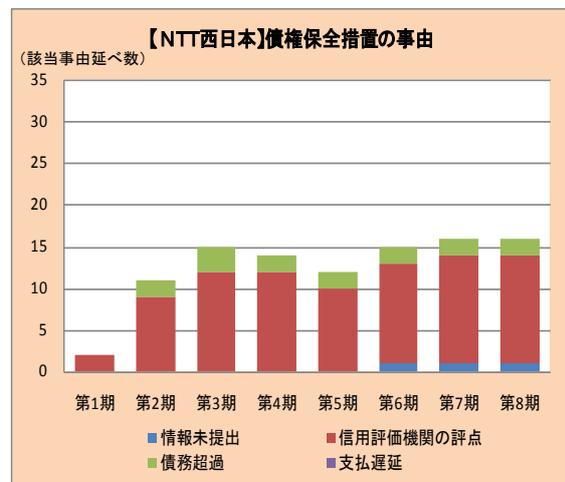
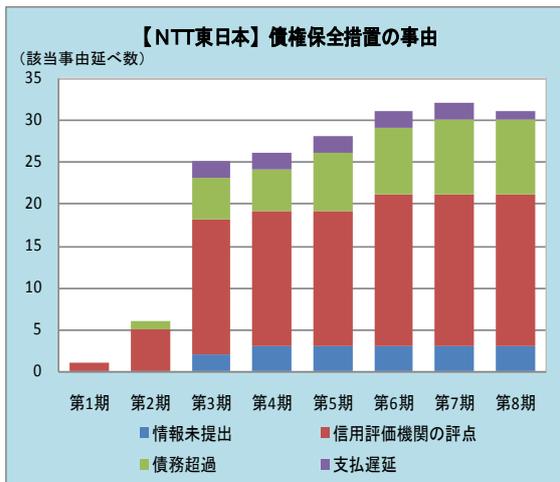
また、④の「別に定める基準」は次のとおりであり、N T T 東西は、接続事業者がいずれかに該当するとき、債権保全措置を講じることとしている。

- (ア) 株式会社帝国データバンクの信用調査報告書において「D 2（44～46）」以下であるとき
- (イ) 株式会社東京商エリサーチの調査レポート（TSR REPORT）において「46」以下であるとき
- (ウ) 株式会社日本格付研究所の取引先財務力評価サービス（中小企業信用リスク推定モデル（JCREST））において「現在においても不安な要素があり、債務不履行に陥る危険性がある『4』（9段階のうち下位3段階目）」以下であるとき

これら具体的な基準については、過去（平成 11 年 7 月～平成 19 年 2 月）に N T T 東西において貸倒れが発生した事例及び債権保全措置の事由①～③に該当した事例のほか、信用評価機関の評点の定義を参考に設定されており、N T T 東西から接続事業者に対し、開示されている。ただし、信用評価機関との守秘義務の関係上、(ア)～(ウ)のいずれに該当したかについては、提示されない。

N T T 東西が各接続事業者に対して最初に債権保全措置を講じた事由をみると、接続事業者 1 社に対して複数の事由が該当することがあるものの、N T T 東西とも、信用評価機関の評点の割合が最も高く、債務超過の割合が次に高くなっている。一方、支払遅延については、この 2 年間で、N T T 東日本の場合 2 社のみ、N T T 西日本の場合すべての期間において 0 社であり、その割合は極めて低くなっている³。

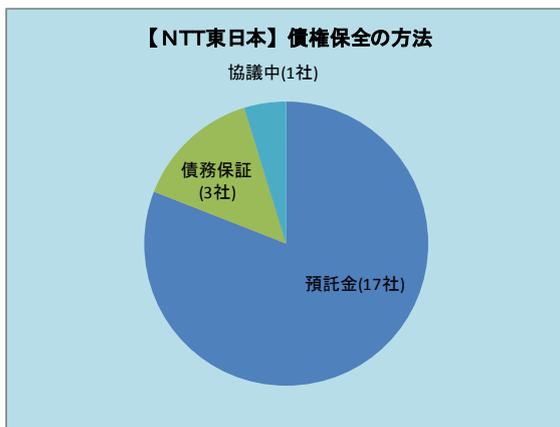
³ 支払遅延以外の事由により債権保全措置を講じた接続事業者のうち、当該措置を講じた以降に新たに支払遅延が発生したものが、N T T 東西とも、それぞれ 2 社ずつ存在している。



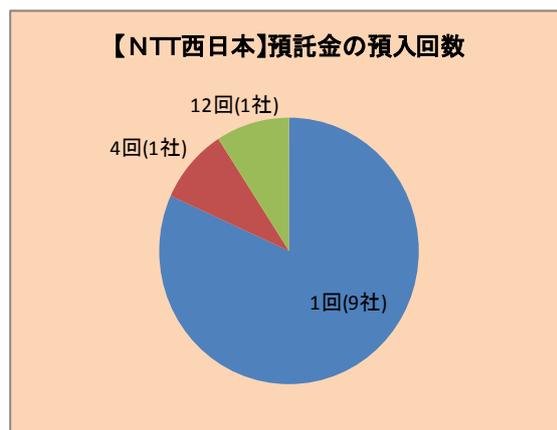
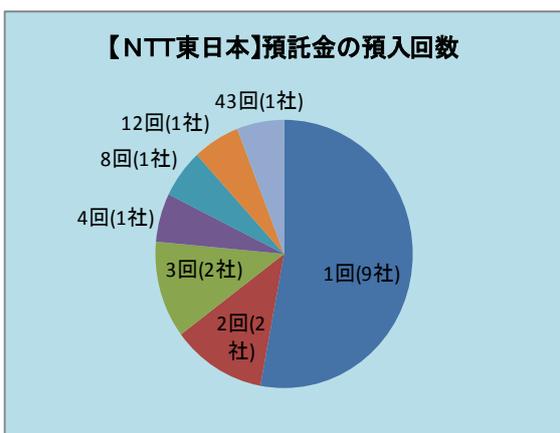
* 接続事業者1社に対して複数の事由が該当することがあるため、該当事由延べ数は債権保全措置の対象接続事業者数に一致しない。

(4) 債権保全の方法と預託金の預入回数

債権保全の方法は、預託金の預入れ又は金融機関等の債務保証によることとされている(接続約款第75の3第1項)。ただし、工事費・手続費については、前払いによることとされている(接続約款第75条の3第3項)。第8期終了時に講じていた債権保全の方法をみると、NTT東西とも、預託金の預入れを選択している接続事業者の割合が大半を占めている。



次に、第8期終了時に講じていた債権保全措置としての預託金の預入回数をみると、NTT東西とも、一括での預入れを行っている接続事業者の割合が最も高い。一方、分割での預入れを行っている接続事業者もみられ、特にNTT東日本の場合、そのような接続事業者数が多く、また、分割回数は接続事業者によって区々となっている。



3. 検討

以下では、NTT東西からの報告のほか、アンケート調査の結果（別添1参照）も踏まえ、NTT東西による債権保全措置の運用について検討を行う。

（1）基本的な考え方

債権保全措置の目的は、接続事業者が債務の支払いを怠った場合に、当該接続事業者と接続を行っている事業者の損失の発生を防止することである。貸倒損失については、接続料原価の一部に算入されることから、債権保全措置の運用が適切になされない場合、接続料の上昇のリスクが高まることとなり、他の接続事業者、ひいては利用者の利益に反することとなる。

一方、債権保全措置の過剰な運用は、接続事業者に対して過度の負担を強いることとなり、接続事業者との競争を阻害する要因となり得るとともに、新規参入を阻害する要因ともなり得る。また、接続事業者に対して公平でない運用が行われれば、接続事業者の間の競争を歪曲する要因ともなり得る。

したがって、NTT東西による債権保全措置の運用について検討を行うに当たっては、債権保全ガイドラインにおいて既に示されている考え方を踏まえ、債権保全措置の目的を達成するために、債権保全措置が必要最小限の範囲で実施されているか、また、債権保全措置が接続事業者の間で公平に実施されているかという点に留意する必要がある。

（2）債権保全措置の事由について

NTT東西は、債権保全措置の事由として、①支払遅延、②期限の利益喪失事由、③債務超過、④信用評価機関の評点、⑤情報未提出、⑥①～⑤に準じる合理的な理由を定めている。また、④の具体的な基準については、過去にNTT東西において貸倒れが発生した事例及び①～③に該当した事例のほか、信用評価機関の評点の定義を参考に設定されている。

一方、債権保全ガイドラインは、「預託金の預入れ等の要否は、債務の支払いを怠り、又は怠るおそれの有無により判断することとなるが、その有無については、客観的な指標に

基づいて判断することが適当と考えられる」とし、具体的な指標の例示として、過去の支払実績、信用評価機関・格付機関等第三者による評価、財務状況を挙げている。

N T T 東西が定めている債権保全措置の事由それら自体については、いずれも客観的な指標に基づいており、債権保全ガイドラインの考え方に沿ったものである。また、N T T 東西によって設定されている④の具体的な基準それ自体についても、客観的な指標に基づいており、また、一定の根拠を有するといえる。

しかしながら、アンケート調査の結果、N T T 東西による信用評価機関の評点の活用や債務超過の判断について、問題を提起する意見が複数寄せられた。また、N T T 東西による債権保全措置の実施状況をみると、信用評価機関の評点又は債務超過を事由とするものがほとんどである。このような状況を踏まえ、以下では、N T T 東西による信用評価機関の評点の活用及び債務超過の判断に焦点を絞り、これらの運用において改善すべき点を検討する。

(a) 信用評価機関の評点の活用について

- a) N T T 東西の接続約款において、信用評価機関の評点が基準以下であれば、他の事由に該当しなくても、債権保全措置を講じることとしている。また、運用において、N T T 東西が指定する3信用評価機関の評点のうち1つでも基準以下であれば、債権保全措置を講じることとしている。

これに対し、接続事業者からは、「健全に経営している事業者であっても、中小事業者では高得点を得ることが困難」「評点のみによって判断するのではなく、過去の取引実績等を総合的に勘案した上で判断すべき」といった意見が寄せられた。

- b) 信用評価機関の公表資料（別添2参照）によると、事業年数や事業規模が評価における一要素とされている。よって、新規参入事業者や中小事業者の場合、健全な経営を行っていたとしても、その評点が低くなってしまいう可能性が否定できない。健全な経営を行っている新規参入事業者や中小事業者に対し、信用評価機関の評点のみによって一律に債権保全措置を講じることが適当ではなく、接続事業者から支払いを怠るおそれがないことを合理的に示す資料が提出された場合においては、当該接続事業者に対して債権保全措置を講じる必要はない。

したがって、債権保全措置を必要最小限にするとの観点から、信用評価機関の評点の活用においては、これを絶対的な基準とするのではなく、評点がN T T 東西の設定する基準以下の場合であっても、例えば、接続事業者から支払いを怠るおそれがないことを合理的に示す資料が提示され、当該資料の内容が監査法人、会計士、税理士、金融機関等によって証明されている場合にあつては、接続事業者の個別事情を勘案する余地を認めることが適当である。また、信用評価機関の評点の基準についても、適時適切に見直しを行っていくことが望ましい。

なお、債権保全ガイドラインは、債務の支払いを怠り、又は怠るおそれの有無については、客観的な指標に基づいて判断することが適当としているが、この趣旨は、客観的な指標に基づきつつ個別事情を勘案する余地を排除するものではない。

(b) 債務超過の判断について

- a) NTT東西の接続約款において、直近の決算において債務超過であるとき、債権保全措置を講じることとしている。そして、運用において、「直近の決算」とは期末決算であるとしており、直近の期末決算において債務超過であるとき、その後の四半期決算等において債務超過が解消されたとしても、債務超過が解消されたものとは扱われないこととしている。

このような運用に対し、接続事業者からは、「直近の期末決算において債務超過であったとしても、信頼できる財務諸表があれば、四半期決算等における債務超過の解消を認めるべき」といった意見が寄せられた。

- b) アンケート調査によると、NTT東西に対する預託金等が接続事業者の経営活動にとって相当の負担となっている状況がうかがえる。現に債務超過となっている接続事業者に対し、債務の支払いを怠るおそれがあるとして債権保全措置を講じるとは、一定の合理性を有するといえるものの、実際には債務超過が解消されており、かつ、他の債権保全措置の事由にも該当していない接続事業者があった場合、当該接続事業者に対して債権保全措置を講じるとは、不要な負担を強いることとなり、適切な運用とはいえない。

したがって、債権保全措置を必要最小限にするとの観点から、債務超過の判断においては、「直近の決算」を直近の期末決算に限定するのではなく、その後の四半期決算等において債務超過が解消されており、かつ、そのことが客観的かつ適正に証明されている場合には、四半期決算等についても債務超過か否かの判断材料として扱うことが適当である。

(3) 預託金等の水準及び預入方法について

NTT東西は、債権保全措置として、①網使用料（4か月分）、②網改造料、③工事費・手続費、④原状復旧費（ダークファイバ最低利用期間に関する違約金相当額を含む。）の預託金等を求めている。

一方、債権保全ガイドラインは、「預託金等の水準については、競争阻害の要因とならないよう債権の保全に必要なかつ最小限のものとすべき」とした上で、「従量制の接続料の場合であれば、債務の不履行が明らかになってから接続を停止するまでの間に発生することが想定される合理的な範囲内の金額とすることが考えられる」としている。

アンケート調査の結果、網使用料及びダークファイバ最低利用期間に関する違約金相当

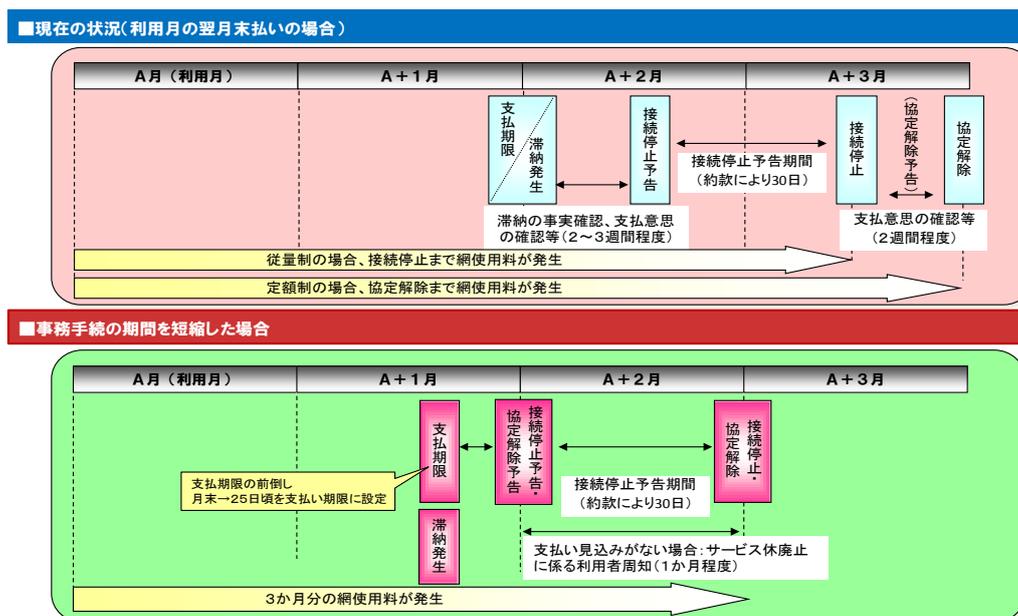
額の預託金等の水準及び預入方法について、問題を提起する意見が複数寄せられた。また、NTT東西による債権保全措置の実施状況をみると、網使用料及び原状復旧費が債権保全総額のほとんどを占めている。このような状況を踏まえ、以下では、網使用料及びデータファイバ最低利用期間に関する違約金相当額に焦点を絞り、これらの預託金等の水準及び預入方法について、債権保全ガイドラインの考え方等の観点から改善すべき点を検討する。

(a) 網使用料の預託金等の水準について

a) NTT東西の接続約款において、網使用料の預託金等の水準は、月ごとに想定される負担額の4か月分に相当する額としている。これは、接続事業者が、接続に関する機能を利用し、債務不履行による接続協定の解除に至るまでに4か月程度の期間を要するためであるとしている。

これに対し、接続事業者からは、「4か月分の預託金等は過剰であり、協定解除までの期間を短縮すれば、減額は可能」といった意見が寄せられた。

b) 滞納発生から協定解除に至る現行の事務手続を前提とすれば、4か月分の網使用料を預託金等として求めることは、一定の合理性を有するといえる。しかし、事務手続の期間を短縮することにより、「債務の不履行が明らかになってから接続を停止するまでの間に発生することが想定される合理的な範囲内の金額」を減額することは可能であると考えられる。例えば、接続事業者とあらかじめ合意の上、①支払期限を5日間程度前倒し、②滞納発生から接続停止予告発出までの期間を2週間程度短縮し、③接続停止と協定解除を同時に行うことで更に2週間程度短縮することにより、事務手続の期間を1か月程度短縮することができ、当該接続事業者の網使用料の預託金等を4か月分から3か月分に減額することができる。



したがって、債権保全措置を必要最小限にするとの観点から、網使用料の預託金等については、支払期限の前倒し等を条件に、網使用料4か月分から3か月分に引き下げる選択肢を提供することが適当である。また、債権保全措置を公平に実施するとの観点から、支払期限の前倒し等を条件とする当該選択肢は、網使用料の預託金等の引下げを要求する接続事業者のみならず、債権保全措置の対象接続事業者すべてに対して提示されることが適当である。

なお、上に例示した変更後の事務手続の運用においては、支払期限の前倒し等のほか、接続事業者の追加的な協力（期日までに支払いを済ませたことの連絡等）が必要となることも予想されるため、このような点も含め、NTT東西とあらかじめ合意した接続事業者については、事務手続を変更することが望ましい。また、事務手続の変更に当たっては、「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」（平成16年3月）の考え方を踏まえ、事業の休廃止について利用者に周知する期間が十分に確保されるよう留意する必要がある。

(b) ダークファイバ最低利用期間違約金相当額の預託金の預入方法について

- a) NTT東西の接続約款及び専用サービス契約約款において、ダークファイバについては、12か月の最低利用期間が設定されており（接続約款第64条第2項において準用する専用サービス契約約款第28条に規定）、最低利用期間経過前に協定が消滅等した場合、接続事業者等に対し、最低利用期間のうち残存期間の利用料に相当する額を違約金として請求することとしている。そして、債権保全措置の事由に該当する接続事業者であってダークファイバを利用するものに対しては、違約金相当額から4か月分の網使用料を差し引いた額の預入れ等を求めている。

このような運用に対し、接続事業者からは、「ダークファイバを利用する場合、当初に12か月分の利用料相当額の預入れが必要であり、新規の営業ができない」といった意見が寄せられた。

- b) 接続開始時に12か月分の利用料の預託金等を求めることは、接続事業者にとっての負担が大きく、接続事業者との競争を阻害し、新規参入を阻害する要因となり得る。特に、中小事業者にとって、12か月分の利用料相当額を一度に調達することは、困難な場合が多いと考えられる。

この点、NTT東西の説明によれば、接続事業者の経営状況等を斟酌し、やむを得ないと判断した場合には、分割による預入れを実施しているとのことであり、NTT東西による債権保全措置の実施状況からも、複数の接続事業者が分割での預入れを行っている状況が認められる。しかしながら、接続事業者から、上記のような意見が寄せられていることにかんがみると、分割での預入れが認められ得ることについて、接続事業者に十分認識されていない可能性も否定できない。

したがって、債権保全措置を公平に実施するとの観点から、ダークファイバ最低利用期間違約金相当額の預託金については、接続事業者に対し、接続事業者の経営状況等を勘案し、分割での預入れが認められることを十分に説明することが望ましい。また、接続事業者の事業に及ぼす影響等にかんがみ、債権保全措置の目的が達成される限りにおいて、接続事業者の負担の軽減を一層図ることが望ましい。

(4) その他:債権保全措置を講じるに当たっての接続事業者に対する説明責任

(a) アンケート調査の結果、債権保全措置を講じるに当たってのNTT東西の説明や協議の在り方における疑問点・問題点として、「預託金の詳細が不明瞭」「信用評価を実施した信用評価機関名、評価内容、評点が通知されないため、NTT東西の判断の妥当性を確認することができない」といった意見が寄せられた。また、「接続事業者にとって、NTT東西との接続以外に選択肢がないため、請求を受け入れざるを得ない」といった意見も寄せられた。

一方、NTT東西は、債権保全措置を講じるに当たっては、事前に電話で接続事業者の説明の上で訪問し、資料を基に制度の概要を説明し、債権保全措置の該当事由について理解を得るよう説明しているとしている。また、信用評価機関の評価結果については、信用評価機関との守秘義務の関係上、当該接続事業者には開示できないとしている。

(b) 債権保全措置は、接続事業者に負担を強いるものであることから、債権保全措置を講じるに当たっては、接続事業者に対し、接続事業者の理解が得られるよう、十分に説明責任を果たすべきである。現行のNTT東西の取組には、接続事業者への個別訪問等の一定の評価に値するものがみられるものの、預託金の預入れ等を求めるに当たっては、必要とされる金額の根拠や内訳、預入方法（分割での預入れを認めている場合には、その内容を含む。）といった基本的事項について、接続事業者に対して十分な説明を行うとともに、説明を求められた事項について、誠実に対応することが適当である。

4. NTT東西において改善を検討すべき事項

以上の検証結果を踏まえ、NTT東西においては、債権保全措置の運用について、次のとおり改善を検討すべきである。

① 信用評価機関の評点の活用においては、これを絶対的な基準とするのではなく、信用評価機関の評点がNTT東西の設定する基準以下の場合であっても、例えば、接続事業者から支払いを怠るおそれがないことを合理的に示す資料が提出され、当該資料の内容が監査法人、会計士、税理士、金融機関等によって証明されている場合にあつては、接続事業者の個別事情を勘案する余地を認めるべきである。また、NTT東西の設定する基準につ

いても、適時適切に見直しを行っていくことが望ましい。

- ② 債務超過の判断においては、「直近の決算」を直近の期末決算に限定するのではなく、その後の四半期決算等が客観的かつ適正に証明されている場合には、四半期決算等についても債務超過か否かの判断材料として扱うべきである。
- ③ 網使用料の預託金等については、支払期限の前倒し等を条件に、網使用料4か月分から3か月分に引き下げる選択肢を提供すべきである。また、支払期限の前倒し等を条件とする当該選択肢は、網使用料の預託金等の引下げを要求する接続事業者のみならず、債権保全措置の対象接続事業者すべてに対して提示されるべきである。
- ④ ダークファイバ最低利用期間違約金相当額の預託金については、接続事業者に対し、接続事業者の経営状況等を勘案し、分割での預入れが認められることを十分に説明することが望ましい。また、接続事業者の事業に及ぼす影響等にかんがみ、債権保全の目的が達成される限りにおいて、接続事業者の負担の軽減を一層図ることが望ましい。
- ⑤ 債権保全措置を講じるに当たっては、接続事業者に対し、預託金の根拠や内訳等の基本的事項について、現行以上に説明を行うとともに、債権保全措置の該当事由について、可能な範囲で積極的に情報開示を行っていくことが望ましい。

なお、NTT東西においては、改善が可能な事項については、速やかに実施すべきであり、実施に当たり、接続約款の変更が必要な事項については、速やかに接続約款の変更認可の申請を行うことが適当である。また、NTT東西による債権保全措置の運用が適正に行われるよう、当該措置の運用状況について、今後1年間、引き続きNTT東西から報告を求めることとする。

債権保全措置の対象接続事業者に対するアンケート調査の概要

接続事業者から見た債権保全制度の運用実態を把握するために、第7期終了時点でNTT東日本又はNTT西日本による債権保全措置の対象となっていた接続事業者に対し、平成21年4月にアンケート調査を行った。アンケート調査に対しては、25社から回答が得られたところ、その概要は次のとおりである。

(1) 預託金等の債権保全措置の実施について

- 1) 「賛成」4%、「反対」56%、「やむを得ない」40%（有効回答数25。以下同じ。）
- 2) 「反対」の主な理由
 - ・ 事業者間の商習慣に即しておらず、不要な資金繰りを接続事業者に強いることになり、コスト負担が大きい。
 - ・ NTT東西が義務的な接続において損失を被ることは望ましくないが、債権保全措置の実施による接続事業者への影響は大きく、参入障壁になりかねない。
 - ・ 接続事業者にとってはNTT東西との接続以外に選択肢がない中で、協議する余地もなく、NTT東西からの請求を受け入れざるを得ない。

(2) NTT東西の債権保全措置の発動要件について

- 1) 「相当」8%、「相当でない」80%、「分からない」12%
- 2) 「相当でない」主な理由
 - ・ 直近の期末決算で債務超過であったとしても、四半期決算や半期決算で十分に業績が向上することもあり得る。信頼できる財務諸表（会計士の監査証明等を添付したものの）であれば、債務超過が解消されたものとして扱われるべき。
 - ・ 不払い・支払遅延等の発生が一度もないにもかかわらず、信用評価機関の信用評価の基準を満たさないだけで発動される。
 - ・ 単に一つの事象のみによって判断するのではなく、過去の取引実績や当該企業の経営状況の実態等を総合的に勘案した上で判断すべき。

(3) NTT東西が設定している信用評価の基準について

- 1) 「相当」8%、「相当でない」68%、「分からない」24%
- 2) 「相当でない」主な理由
 - ・ 健全に事業を運営している事業者であっても、中小事業者では高得点を得ることが困難。
 - ・ 信用評価機関の評点を参考にするとしても、最終決定は接続事業者とのヒアリング等によってNTT東西が行うべき。
 - ・ NTT東西が設定している基準の妥当性に疑問。現在の基準で債務不履行が発生し

た事実がないのであれば、基準値を見直すべき。

(4) NTT東西が求める情報の内容(直近2期分の損益計算書及び貸借対照表)について

- 1) 「相当」40%、「相当でない」36%、「分からない」24%
- 2) 「相当でない」主な理由
 - ・ 多くの会社が3月末決算である中で、3月頃に貸借対照表の提出を求められた。最新の内容とは言い難い。
 - ・ 外国資本の日本法人の場合、日本法人のみの財務状況しか分からない。

(5) NTT東西が定めている預託金等の水準について

- 1) 「相当」4%、「相当でない」72%、「分からない」24%
- 2) 「相当でない」主な理由
 - ・ 網使用料について、4か月分の預託金は過剰。未払時の協定解除までの月数を短くすれば、減額可能である。
 - ・ ダークファイバを利用する場合、当初に最低利用期間12か月分の利用料に相当する預託金を準備する必要がある、新規の営業ができない。
 - ・ 大企業と中小企業で分けて預託金等の水準を設定すべき。

(6) NTT東西に対する預託金等が経営活動に与える影響について

- 1) 「大変負担になっている」40%、「負担になっている」40%、「それほど負担になっていない」20%、「全く負担になっていない」0%
- 2) 「大変負担になっている」又は「負担になっている」主な理由
 - ・ 健全に支払を履行している中小企業にとって、数千万円の預託金は事業運営に多大な負担になっている。
 - ・ 預託金を預け入れた分、運転資金を借り入れる必要がある。
 - ・ 預託金を理由とする銀行からの借入ができないため、経営者個人の負担で補っている。

(7) NTT東西の債権保全措置の発動要件に該当する場合であっても、NTT東西に考慮してもらいたい事項について

(主な回答)

- ・ 接続事業者が有する顧客の信頼性や事業構造の安定性。
- ・ 直近の試算表、現預金の額、新規受注実績、支払遅延がない事実。
- ・ キャッシュフローの状況や将来の事業性(中期事業計画)も含めた多面的な評価。

(8) NTT東西の説明や協議の在り方における疑問点・問題点について

(主な回答)

- ・ 信用評価を実施した信用評価機関名、評価内容、評点がN T T東西から通知されな
いたため、N T T東西の判断についてその妥当性を確認することができない。
- ・ 預託金の詳細が不明瞭。
- ・ 預託金について、分割での預入れを認めてもらいたい。

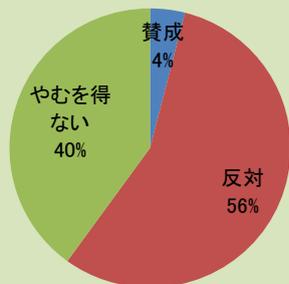
(9) 仮に預託金等が軽減又は免除されていたならば実施していたであろう利用者利 便の向上に資する取組について

(主な回答)

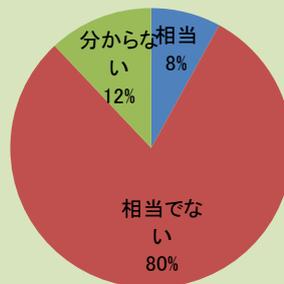
- ・ トラヒックの増加等に対応した設備の増強・更新。
- ・ サービスエリアの拡大。
- ・ デジタルディバイド地域での設備の構築。

アンケート調査回答結果（まとめ）

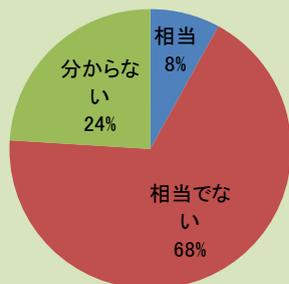
(1) 債権保全措置の実施



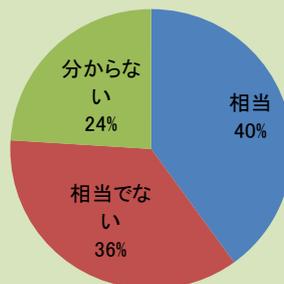
(2) 債権保全措置の発動要件



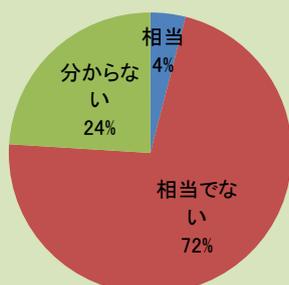
(3) 信用評価の基準



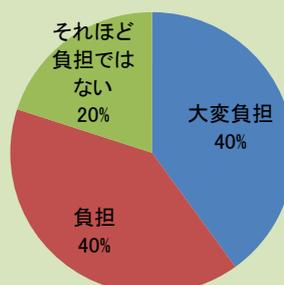
(4) 求められる情報の内容



(5) 預託金等の水準



(6) 預託金等が経営活動に与える影響



NTT東西が指定している各信用評価機関の評点について

(1)株式会社帝国データバンク 信用調査報告書

【評点の位置付け】

企業が健全な経営活動を行っているか、支払能力があるか、安全な取引ができるかを第三者機関として評価したもの。

【評点の構成 合計100点】

業歴 (1～5点)	企業運営の継続性を評価。業歴が長いほど高得点
資本構成 (0～12点)	企業財務の安定性を評価
規模 (2～19点)	年売上高、従業員数など経営規模を評価
損益 (0～10点)	会社の損益を決算報告書などから客観的に評価
資金現況 (0～20点)	調査時点での業況・収益・回収状況・支払状況・資金調達余力を評価
経営者 (1～15点)	経営者を、個人の資産背景や経営経験、人物像などの要素から評価
企業活力 (4～19点)	調査員が、企業活力を人材・取引先・生産販売力・将来性の要素で評価
加点 (+1～+5点)	上記項目だけでは十分に反映されていない要素がある場合、当項目で反映
減点 (-1～-10点)	同上

【格付評価】

A	86～100点
B	66～85点
C	51～65点
D	36～50点
E	35点以下

※オンラインサービスでは49点以下の企業に関して、D1（47～49）、D2（44～46）、D3（40～43）、D4（1～39）の4段階で記号表示

(2)株式会社東京商工リサーチ TSR REPORT

【評点の位置付け】

対象企業を「経営者能力・成長性・安定性・公開性及び総合世評」の4つの視点で評価し、その総合点を5つのランクで位置づけたもの。合計点は、企業を総合的に評価したものの。

【評点の構成 合計100点】

経営者能力 (20点)	資産担保余力、経営姿勢、事業経験
成長性 (25点)	売上高伸張性、利益伸張性、商品市場性
安定性 (45点)	業歴・自己資本、決済状況・金融取引、担保余力・取引関係
公開性・総合世評 (10点)	資料公開状況、総合世評

【格付評価】

警戒不要	80～100点
無難	65～79点
多少注意	50～64点
一応警戒	30～49点
警戒	29点以下

(3)株式会社日本格付研究所 取引先財務力評価サービス

【評価の位置付け】

統計的に推定される取引先や与信先の財務の健全性を債権者や与信者が利用することを意図したサービスであり、「JCR 中小企業信用リスク評価モデル（“JCREST”）」が計算する1年～3年先までの推定デフォルト率にJCRの知見を加えたクレジット評価。

【格付評価】

記号	定義
10	債務履行の確実性が最も高い。
9	債務履行の確実性は非常に高い。
8	債務履行の確実性は高い。
7	債務履行の確実性は認められるが、上位等級に比べて、将来、債務履行の確実性が低下する可能性がある。
6	債務履行に当面問題はないが、将来まで確実であるとは言えない。
5	債務履行の確実性に乏しく、懸念される要素がある。
4	現在においても不安な要素があり、債務不履行に陥る危険性がある。
3	債務不履行に陥る危険性が高い。
2	債務不履行に陥る危険性が極めて高い。

(各社ホームページ等を参考に総務省作成)

○「電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン」新旧対照表

改正後	現行
<p>1 本ガイドラインの目的</p> <p>近年、電気通信事業者が経営破綻等により接続料等の債務を履行することが困難となった場合に、当該事業者と接続等を行っている接続事業者等が当該事業者に対する債権を回収できなくなる事例が発生している。</p> <p>接続事業者等は、債務の履行が確保されない場合、損失の拡大を防ぐため接続等を停止することが考えられるが、接続事業者等がこうした手段を採った場合、相手先事業者はサービスの提供を継続することが困難となり、利用者の利益が阻害されるおそれがあり、そのため接続事業者等が接続停止等を躊躇すれば、結果として接続事業者等の損失が拡大することとなる。</p> <p>他方、事業者間で相互接続協定を締結する場合等において、相手先事業者が債務の支払いを怠るおそれがあるときは、例えば預託金の提供を受けるなどの債権保全措置を講じることにより当該リスクを回避することが可能であるが、預託金等の水準如何によっては新規参入阻害や接続拒否等の競争阻害要因となることが懸念される。</p> <p>こうした事情を踏まえ、電気通信事業の適正かつ合理的な運営を確保するとともに電気通信事業者間の公正な競争を確保する観点から、電気通信事業者が債権保全措置を講じる際の指針として、本ガイドラインを策定する。</p> <p>なお、事業者間接続等において債権保全措置を講じるかどうか、またどのような債権保全措置を講じるかについては、基本的には当事者間の協議に委ねられるべきものであるが、当事者間の協議が調わないなど問題が生じた場合には、個々の事案に応じ、電気通信事業法（以下「事業法」という。）の</p>	<p>1 本ガイドラインの目的</p> <p>近年、電気通信事業者が経営破綻等により接続料等の債務を履行することが困難となった場合に、当該事業者と接続等を行っている接続事業者等が当該事業者に対する債権を回収できなくなる事例が発生している。</p> <p>接続事業者等は、債務の履行が確保されない場合、損失の拡大を防ぐため接続等を停止することが考えられるが、接続事業者等がこうした手段を採った場合、相手先事業者はサービスの提供を継続することが困難となり、利用者の利益が阻害されるおそれがあり、そのため接続事業者等が接続停止等を躊躇すれば、結果として接続事業者等の損失が拡大することとなる。</p> <p>他方、事業者間で相互接続協定を締結する場合等において、相手先事業者が債務の支払いを怠るおそれがあるときは、例えば預託金の提供を受けるなどの債権保全措置を講じることにより当該リスクを回避することが可能であるが、預託金等の水準如何によっては新規参入阻害や接続拒否等の競争阻害要因となることが懸念される。</p> <p>こうした事情を踏まえ、電気通信事業の適正かつ合理的な運営を確保するとともに電気通信事業者間の公正な競争を確保する観点から、電気通信事業者が債権保全措置を講じる際の指針として、本ガイドラインを策定する。</p> <p>なお、事業者間接続等において債権保全措置を講じるかどうか、またどのような債権保全措置を講じるかについては、基本的には当事者間の協議に委ねられるべきものであるが、当事者間の協議が調わないなど問題が生じた場合には、個々の事案に応じ、電気通信事業法（以下「事業法」という。）の</p>

規定が適用されることとなる。

本ガイドラインは、電気通信事業者が講じる債権保全措置に関連する以下の事業法の規定について、その解釈の参考となるものである。

- ① 電気通信事業者に対する業務の改善命令（事業法第29条第1項関連）
- ② 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が申請した接続約款の変更認可（事業法第33条第4項関連）
- ③ 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が届け出た接続約款の変更命令（事業法第34条第3項関連）
- ④ 電気通信事業者の電気通信設備との接続に関して当事者が取得し、若しくは負担する金額又は接続条件その他の細目に関する裁定等（事業法第35条関連）
- ⑤ 電気通信事業者間の設備の共用に関して当事者が取得し、若しくは負担する金額又は共用の条件その他の細目に関する裁定等（事業法第38条関連）
- ⑥ 卸電気通信役務の提供に関して当事者が取得し、若しくは負担する金額又は提供の条件その他の細目に関する裁定等（事業法第39条関連）

ちなみに、本ガイドラインは事業者間取引に係るものであり、電気通信役務を利用者に提供する際の指針については「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」（平成16年3月、最終改正平成21年7月）によるものとする。

2 債権保全の具体的施策

債権保全の具体的施策については、以下のとおり、債権保全の方式、預託金の預入れ等の要否を判断するに当たって考慮すべき事項、預託金等の水準等

規定が適用されることとなる。

本ガイドラインは、電気通信事業者が講じる債権保全措置に関連する以下の事業法の規定について、その解釈の参考となるものである。

- ① 電気通信事業者に対する業務の改善命令（事業法第29条第1項関連）
- ② 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が申請した接続約款の変更認可（事業法第33条第4項関連）
- ③ 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が届け出た接続約款の変更命令（事業法第34条第3項関連）
- ④ 電気通信事業者の電気通信設備との接続に関して当事者が取得し、若しくは負担する金額又は接続条件その他の細目に関する裁定等（事業法第35条関連）
- ⑤ 電気通信事業者間の設備の共用に関して当事者が取得し、若しくは負担する金額又は共用の条件その他の細目に関する裁定等（事業法第38条関連）
- ⑥ 卸電気通信役務の提供に関して当事者が取得し、若しくは負担する金額又は提供の条件その他の細目に関する裁定等（事業法第39条関連）

ちなみに、本ガイドラインは事業者間取引に係るものであり、電気通信役務を利用者に提供する際の指針については「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」（平成16年3月）によるものとする。

2 債権保全の具体的施策

債権保全の具体的施策については、以下のとおり、債権保全の方式、預託金の預入れ等の要否を判断するに当たって考慮すべき事項、預託金等の水準等

についての考え方を示すこととする。

なお、本ガイドラインにおける便宜上の定義として、預託金とは、債務の履行がなされない場合に債務の弁済に充てることができるよう、あらかじめ担保として供される金銭を指すものとする。

(1) 債権保全の方式

債権保全の方式としては、預託金のほか、金融機関、関連会社等からの債務保証、前払い、当事者双方の債権を相殺する方式等が考えられる。なお、これらはあくまで例示であって、同等の合理性を有するその他の方式を排除するものではない。また、どのような方式によるかは、基本的に当事者間の協議に委ねられる。

(2) 預託金の預入れ等の要否を判断するに当たって考慮すべき事項

1) 預託金の預入れ等は、基本的に事業者間の協議において任意に求めることができる。しかし、相手先事業者が債務の支払いを怠るおそれがない場合に預託金の預入れ等を求め、相手先事業者が預託金の預入れ等に応じないことをもって接続等を行わないことは、当該相手先事業者に対する不当な差別的取扱いに該当するおそれがあるものと考えられる(事業法第29条第1項関連)。

2) 預託金の預入れ等の要否は、債務の支払いを怠り、又は怠るおそれの有無により判断することとなるが、その有無については、客観的な指標に基づいて判断することが適当と考えられる。具体的な指標としては次のものが考えられるが、これらはあくまで例示であって、同等の合理性を有するその他の指標を排除するものではない(カッコ内は、各指標において債務の支払いを怠るおそれがあると判断される場合の一例)。

ア 過去の支払実績(過去一定期間において支払遅延があった場合等)

についての考え方を示すこととする。

なお、本ガイドラインにおける便宜上の定義として、預託金とは、債務の履行がなされない場合に債務の弁済に充てることができるよう、あらかじめ担保として供される金銭を指すものとする。

(1) 債権保全の方式

債権保全の方式としては、預託金のほか、金融機関、関連会社等からの債務保証、前払い、当事者双方の債権を相殺する方式等が考えられる。なお、これらはあくまで例示であって、同等の合理性を有するその他の方式を排除するものではない。また、どのような方式によるかは、基本的に当事者間の協議に委ねられる。

(2) 預託金の預入れ等の要否を判断するに当たって考慮すべき事項

1) 預託金の預入れ等は、基本的に事業者間の協議において任意に求めることができる。しかし、相手先事業者が債務の支払いを怠るおそれがない場合に預託金の預入れ等を求め、相手先事業者が預託金の預入れ等に応じないことをもって接続等を行わないことは、当該相手先事業者に対する不当な差別的取扱いに該当するおそれがあるものと考えられる(事業法第29条第1項関連)。

2) 預託金の預入れ等の要否は、債務の支払いを怠り、又は怠るおそれの有無により判断することとなるが、その有無については、客観的な指標に基づいて判断することが適当と考えられる。具体的な指標としては次のものが考えられるが、これらはあくまで例示であって、同等の合理性を有するその他の指標を排除するものではない(カッコ内は、各指標において債務の支払いを怠るおそれがあると判断される場合の一例)。

ア 過去の支払実績(過去一定期間において支払遅延があった場合等)

イ 信用評価機関、格付け機関等第三者による評価（債務不履行に陥るおそれが極めて高いと評価される場合等）

ウ 財務状況（現に債務超過に陥っている場合等）

なお、こうした指標は、預託金の預入れ等の根拠となるものであることから、あらかじめ当事者間でその内容を可能な限り明確にしておくことが望ましい。

3) 上記2)において、「客観的な指標に基づいて判断することが適当」としていることの趣旨は、預託金の預入れ等の要否の判断について恣意的な運用を防ぐことにあるが、客観的な指標のみに基づいて判断することを求めるものではない。例えば、信用評価機関による評価が基準を下回った事業者であっても、当該事業者から支払いを怠るおそれがないことを合理的に示す資料が提出され、当該資料の内容が監査法人、会計士、税理士、金融機関等によって証明されている場合にあっては、預託金の預入れ等は不要と考えられる。

また、財務状況については、相手先事業者の決算期も考慮しつつ、可能な限り最新の状況が反映されるように配慮することが望ましい。

4) 相手先事業者との協議において預託金の預入れ等を求める場合には、相手先事業者に対し、債務の支払いを怠るおそれがあると判断する合理的な根拠を示すことが適当である。また、預託金の預入れ等を求められた事業者は、債務の履行を怠るおそれはなく預託金の預入れ等は不要と考える場合等には、その合理的な根拠を示すなど必要な情報提供を行うものとする。

(3) 預託金等の水準

預託金等の水準については、競争阻害の要因とならないよう債権の保全に必要なかつ最小限のものとすべきと考えられる。例えば、従量制の接続料

イ 信用評価機関、格付け機関等第三者による評価（債務不履行に陥るおそれが極めて高いと評価される場合等）

ウ 財務状況（現に債務超過に陥っている場合等）

なお、こうした指標は、預託金の預入れ等の根拠となるものであることから、あらかじめ当事者間でその内容を可能な限り明確にしておくことが望ましい。

3) 相手先事業者との協議において預託金の預入れ等を求める場合には、相手先事業者に対し、債務の支払いを怠るおそれがあると判断する合理的な根拠を示すことが適当である。また、預託金の預入れ等を求められた事業者は、債務の履行を怠るおそれはなく預託金の預入れ等は不要と考える場合等には、その合理的な根拠を示すなど必要な情報提供を行うものとする。

(3) 預託金等の水準

預託金等の水準については、競争阻害の要因とならないよう債権の保全に必要なかつ最小限のものとすべきと考えられる。例えば、従量制の接続料

の場合であれば、債務の不履行が明らかになってから接続を停止するまでの間に発生することが想定される合理的な範囲内の金額とすることが考えられるが、その内訳は事業者間の取引内容、支払い方法等によって異なるものである。

なお、例えば前払い方式を取り決めている場合や、当事者双方の債権の相殺が可能な場合においては、預託金等の水準を定めるに当たって、当該取決め等も考慮することが望ましい。

(4) 預託金の預入れ方法

接続の形態によっては、一度に多額の預託金の預入れが求められる場合も想定されるが、預託金の額、相手先事業者の規模や資金繰りの状況等によっては、債権保全の目的が達成される限りにおいて、分割による預入れを認めるなど柔軟に対応することが望ましい。

(5) その他

1) 預託金の預入れ等を求めるに当たっては、必要とされる金額の根拠や内訳、預入れ方法（分割による預入れを認めている場合には、その内容を含む。）といった基本的事項について、相手先事業者に対し十分な説明を行うべきであり、説明を求められた事項については、誠実に対応することが求められる。

2) 債権保全措置は債務の履行を確保するために必要最小限のものとするべきと考えられる。このため、一定の事由により債務の支払いを怠るおそれがあると判断し、預託金の提供等を受けた場合において、その後、当該事由が解消されたと判断されるときは、提供を受けた預託金等を返還するものとすることが望ましい。

なお、預託金等の返還に関する取決めは、あらかじめ当事者間で明

の場合であれば、債務の不履行が明らかになってから接続を停止するまでの間に発生することが想定される合理的な範囲内の金額とすることが考えられるが、その内訳は事業者間の取引内容、支払い方法等によって異なるものである。

なお、例えば前払い方式を取り決めている場合や、当事者双方の債権の相殺が可能な場合においては、預託金等の水準を定めるに当たって、当該取決め等も考慮することが望ましい。

(4) その他

1) 債権保全措置は債務の履行を確保するために必要最小限のものとするべきと考えられる。このため、一定の事由により債務の支払いを怠るおそれがあると判断し、預託金の提供等を受けた場合において、その後、当該事由が解消されたと判断されるときは、提供を受けた預託金等を返還するものとすることが望ましい。

なお、預託金等の返還に関する取決めは、あらかじめ当事者間で明

確にしておくことが望ましい。

3) 債権保全の必要性に関する当事者間の協議中における接続、工事の実施等については、個々の事案によって状況が異なることから、一律に考え方を示すことは困難である。しかし、例えば、既に接続等を行っている事業者が新たな機能追加等を申し入れた場合において、当該事業者が預託金の預入れ等に応じないことをもって、現行の接続の停止等を行うことは、不当な差別的取扱いに該当するおそれがあると考えられる（事業法第29条第1項関連）。

3 その他

事業者間の協議が調わなかった場合等における紛争解決の手段としては、総務大臣による裁定等（上記1④～⑥を参照）のほか、電気通信事業紛争処理委員会によるあっせん又は仲裁の申請をすることができる（事業法第154条～第157条関連）。

確にしておくことが望ましい。

2) 債権保全の必要性に関する当事者間の協議中における接続、工事の実施等については、個々の事案によって状況が異なることから、一律に考え方を示すことは困難である。しかし、例えば、既に接続等を行っている事業者が新たな機能追加等を申し入れた場合において、当該事業者が預託金の預入れ等に応じないことをもって、現行の接続の停止等を行うことは、不当な差別的取扱いに該当するおそれがあると考えられる（事業法第29条第1項関連）。

3 その他

事業者間の協議が調わなかった場合等における紛争解決の手段としては、総務大臣による裁定等（上記1④～⑥を参照）のほか、電気通信事業紛争処理委員会によるあっせん又は仲裁の申請をすることができる（事業法第154条～第157条関連）。